

令和8年度

農地パトロール

(利用状況調査)

実施要領

令和8年5月

全国農業委員会ネットワーク機構

一般社団法人 全国農業会議所

目次

I	はじめに	1
II	農地パトロールの実施について	2
	1. 目的	2
	2. 農地法における位置づけ	2
	3. 実施回数及び時期	2
	4. 実施体制	2
	5. 実施手順	3
	6. 熱中症対策について（改正労働安全衛生規則）	13
III	農地パトロールの結果に基づく遊休農地対策の実施について	15
	1. 利用意向調査の実施	15
	2. 利用意向調査に基づく利用関係の調整	20
	3. 所有者が利用意向調査で表明した意向通りの対応を しない場合等の措置	20
	4. 所有者等が確知できないときの公示	25
IV	農地パトロールの結果に基づく非農地判断の実施について	31
	1. 農地・非農地判断（非農地通知）	31
	2. 非農地判断（通知）の実施報告	31
	3. 非農地判断した土地の地目変更登記の申出	31
V	遊休農地対策におけるその他の留意点について	34
	1. 緊急の場合の措置命令	34
	2. 農地台帳、地図への反映、管理と eMAFF 農地ナビの更新	34
	3. 活動実績等の記録の徹底	34
	4. 納税猶予適用農地等の適正な管理・指導	34
	5. 農林水産省による調査等への実績報告や成果の公表	35
	6. 関係機関・団体との連携	35
VI	最適化活動の推進通知への対応	36
	1. 遊休農地の解消に係る目標の設定	36
	2. 日常的な農地パトロールの実施の推進	36
VII	活性化計画への位置付けによる遊休農地の活用	37

VIII	都道府県農業会議および全国農業会議所における 遊休農地対策への取り組み	39
	1. 都道府県農業会議	39
	2. 全国農業会議所	39
IX	所有者不明農地対策への取り組み	40
X	農地の違反転用対策	40
	1. 違反転用防止対策	41
	2. 違反転用事案の把握および都道府県知事等への報告	41
	3. 営農型発電設備についての農地転用許可	42
	<参考>	
	【遊休農地対策の流れ（簡易版）】	43

凡 例
「運用通知」：平成 21 年 12 月 11 日 21 経営第 4530 号農振 1598 号農林水産省経営局長農村振興局長連名通知「『農地法の運用について』の制定について」
「事務処理要領」：平成 21 年 12 月 11 日 21 経営第 4608 号農振第 1599 号農林水産省経営局長農村振興局長連名通知「農地法関係事務処理要領の制定について」
「事務処理基準」：平成 12 年 6 月 1 日 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官依頼通知「農地法関係事務に係る処理基準について」

I はじめに

農業委員会組織は、農地制度の適正執行や農地の有効利用の促進を図るため、平成11年から組織運動として地域の農地利用の総点検である「農地パトロール」に取り組んできた。

その後、平成21年の農地法改正により、農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査（以下「利用状況調査」という）を行わなければならないとされた（農地法第30条第1項）。そして、利用状況調査の結果、遊休農地および耕作者が不在又は不在となるおそれのある農地の所有者等に対して農地の農業上の利用の意向についての調査（以下「利用意向調査」という）を実施することとされた（農地法第32条第1項、第33条第1項）。このため、農業委員会組織は、これらの調査の実施の徹底と効率的・効果的な実施の観点から、農地パトロールを利用状況調査に位置付けて実施している（※）。

加えて、平成23年度からは市町村と農業委員会が共同で管内の耕作放棄地について一筆ごとに荒廃状況を把握する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」（以下、「荒廃農地調査」という）が「利用状況調査」と併せて実施されていたが、令和3年度よりこれら2つの調査は統合され、調査内容も大きく見直された。

農業従事者の減少、農地面積の減少が進行するなか、市町村は地域計画の策定を通して将来にわたって守るべき農地を明確にし、今後は地域計画の実現を目指し担い手の確保や農地の集積・集約化に取り組むこととなる。農業委員会は、改正農業委員会法（平成28年）に示される「農地利用の最適化活動」により一層取組み、農地の利用状況の把握及び利用意向を踏まえて農地中間管理機構（以下「機構」という）への貸付、農地のあっせんなど、農地の利用調整と有効利用を進め、遊休農地の発生防止・解消に努めていくことが期待されている。

調査手法については、令和4年度より無人航空機や衛星写真等が活用できるようになったことに加え、タブレット端末から調査結果を入力できるようになり、効率化・省略化を図ることが可能となった。

加えて、農業委員会の活動を目に見えるものとし、地域農業の活性化を図るためにも、農地パトロール（利用状況調査）を下記の通り、重点的に取り組むこととする。

※ 以下、本要領では特に支障がない限り、「利用状況調査」を「農地パトロール」に用語を統一して使用している。

Ⅱ 農地パトロールの実施について

1. 目的

農地パトロールは、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、主に次の3点を重点として実施する。

- ① 地域の農地利用の確認
- ② 遊休農地の実態把握
- ③ 違反転用の発生防止・早期発見

2. 農地法における位置づけ

農地パトロールは、農地法第30条第1項に基づく「利用状況調査」（農業委員会の必須業務）に位置づけて実施する。

3. 実施回数及び時期

毎年1回実施する。ただし、必要に応じて2回目以降も実施することができる。実施時期は、運用通知第3の1（1）および労働安全衛生規則の改正（令和7年6月）に伴う熱中症対策の強化を踏まえ、遊休農地の判定やその後の措置に支障が生じない適切な時期に実施する。

なお、農作物栽培高度化施設については、営農計画書上8月頃に農作物の栽培が行われていないことが明らかである場合には、8月以前の農作物の栽培が行われているべき時期に調査を実施する。（平成30年11月20日付30経営第1796号農林水産省経営局長通知「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について（以下、「法第43条・44条の運用通知」という））

※農作物栽培高度化施設についても、調査時期は8月にこだわらず遊休農地の判定やその後の措置に支障が生じない、農作物の栽培がおこなわれているべき時期に調査を実施すること。

4. 実施体制

効率的かつ効果的な調査が実施できるよう、旧市町村又は大字等、適当な範囲で区域を区切り、担当の農業委員や農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という）を定め、市町村の関係部局、農業団体等とも協力して実施する。

また、必要に応じて、地域の農業事情に精通した者等を、調査員（協力員）として設置することも可能である。その際は、手当の支払いも可能であるが、支払い根拠として「調査員設置要綱」（様式：別添資料P.15参照）等を作成のうえ委嘱することとする。

5. 実施手順

(1) 事前準備

① 「実施要領」の決定

実施期間や調査方法等を明確にした「実施要領」（様式：別添資料P.13 参照）を農業委員会の総会等で決定する。

② 農地パトロール推進会議（仮称）の開催

農業委員、推進委員、農業委員会事務局（以下、「事務局」という）職員および市町村の関係部局の職員等、農地パトロール実施者、関係者を対象に「農地パトロール推進会議」（仮称）の開催に努めるものとする。

推進会議では、農地パトロールの目的や留意点、調査方法、調査後の流れについても十分に確認する。

また、農業委員、推進委員の担当地区を定める。

③ 農地台帳の出力及び調査表・地図の準備等

現地での農地の利用状況の確認にあたり、対象区域の農地台帳の情報を出力するとともに、前年に実施した調査結果の一覧表（様式1、別添資料P.1 参照）を区域ごとに用意する。

また、管内の地図については、前年度の調査結果と比較することが調査の効率化・迅速化につながるため、前年度に活用した地図も併せて用意することが望ましい。

さらに、農業委員、推進委員の活動（調査）内容を記録するため、「農業委員会活動記録セット」（全国農業図書にて刊行）や「ワンデスクシステム」も活用する。

【タブレットを活用する場合】

タブレットで「現地確認アプリ」を活用して農地パトロールを実施する場合は、「農業委員会サポートシステム」において①現地確認アプリを利用するためのアカウント登録作業（タブレットで利用できるメールアドレスの事前作成、登録）と、②調査行程の作成、③タブレットを利用する地域によっては現地確認アプリのオフライン機能を活用するためのデータのダウンロード作業——を事前に行う。

タブレットで実施した農地パトロールの結果は農業委員会サポートシステムに共有されるため、事務局はこれを確認し、調査を完了する。

農業委員会サポートシステムでは、入力した農地パトロールの結果に基づき遊休農地の利用意向調査書等の出力や、入力した利用状況調査・利用意向調査の結果に基づき調査様式1（別添資料P.1）・2（別添資料P.3）の出力が行える等、業務の効率化につながる各種機能を備えている。そのため、タブレットの活用を機に、農業委員会サポートシステムの台帳情報の整備、更新作業を実施していくことが望ましい。

④ 活動の見える化

実施主体を明確化し地域住民の安心を確保するとともに、農業委員会活動の見える化を推進するため、「農地パトロール用アイテム（のぼり、マグネット版、農業委員会腕章、農業委員会キャップ、ゼッケン、ポロシャツ）」（別添資料P.42-44 参照）および身分証明書（様式：別添資料P.17 参照）を用意し、農地パトロール実施時には必ず携行する。

また、遊休農地や違反転用の発生防止のための関連リーフレット（全国農業図書にて刊行）等も用意し、農地パトロールの際に地域の農家へ配付すると良い。

⑤ 広報活動

円滑な調査実施と、遊休農地・違反転用の発生防止の啓発のため、事前に農地パトロール及び遊休農地所有者等に対しては利用意向調査を実施する旨を農業委員会だよりや広報誌等に掲載する。また、地元新聞社やテレビ局等マスコミへの周知にも努める。

また、平成 29 年度より、農業振興地域においては農業委員会から機構との協議の勧告を受けた遊休農地は、固定資産税の課税強化の対象となり得ること（P.24-25 参照）についても周知するよう努める。

さらに、遊休農地の発生を未然に防止するため、所有者等に対し、所有者等が耕作の事業の継続が困難となるような状況が生じた場合には速やかに農業委員会へ申し出る旨の周知をするよう努める。

（２）農地パトロールの実施

① 対象農地

管内すべての農地（農作物栽培高度化施設を含む。以下同じ）を対象とする。前年度の調査で「再生利用が困難な農地」となり、非農地判断（P.31-33 参照）した土地は調査対象外となるが、非農地判断をしていなければ対象となる。

② 遊休農地に関する調査表（様式 1）に記録する農地

- ア. 法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地のうち、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地（「草刈り等」とは、人力・農業用機械で行う草刈り・耕起・抜根・整地等をいう） → 緑区分
- イ. 法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地 → 黄区分
- ウ. 法第 32 条第 1 項第 2 号の遊休農地

エ. 法第 33 条第 1 項に規定する、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして、農地法施行規則第 78 条各号に掲げる農地

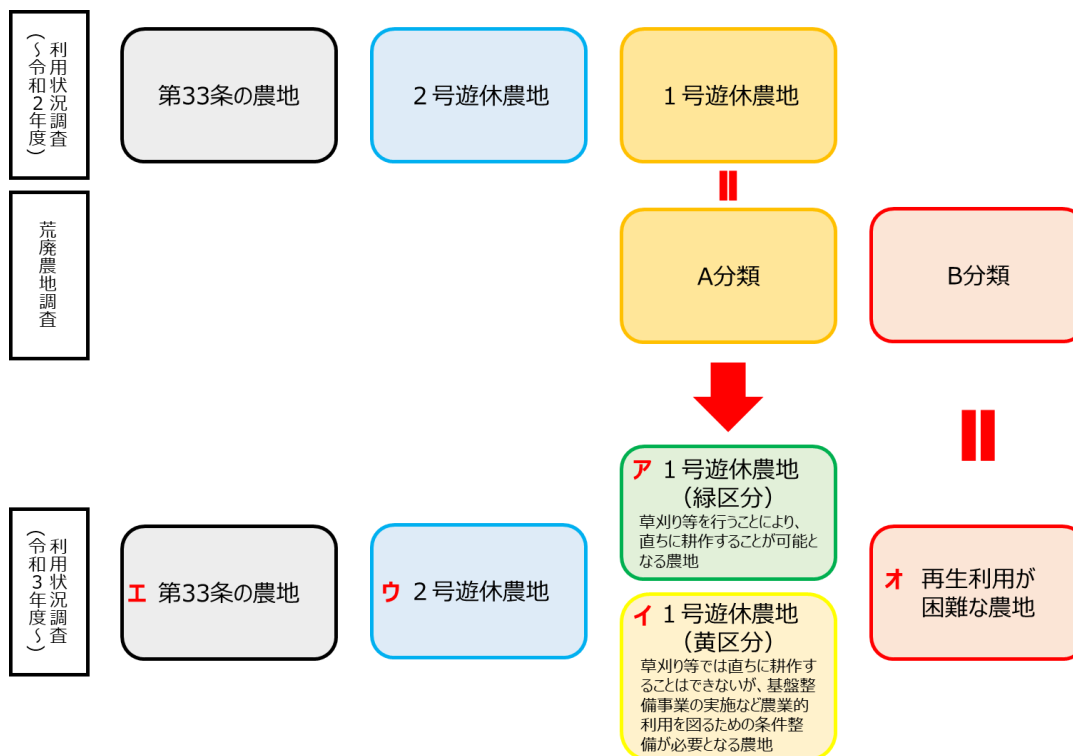
オ. 再生利用が困難な農地

※ 既に森林の様相を呈している場合や周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して利用することができない農地。ただし、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が計画されている場合はイとして扱う。

【参考】 遊休農地等の判断基準（例）

区分	判断基準の例
ア. 緑区分	<ul style="list-style-type: none"> ・利用されておらず、荒廃度が低度（トラクター等で耕起すればすぐ利用可能）の農地 ・一年生の雑草繁茂、多年生雑草繁茂の状態 ・1 m未満の低木が数本程度存在するもの
イ. 黄区分	<ul style="list-style-type: none"> ・利用されておらず、荒廃度が中度（トラクター等のみですぐ耕起できない状態だが重機と併用なら可能）の農地 ・人の背丈以上に生育した雑木があるもの
オ. 再生利用が困難な農地	<ul style="list-style-type: none"> ・利用されておらず、荒廃度が重度（重機を使用しなければ到底復旧できないまたは農地としての価値がない） ・林野化しており農地に復元するのがかなり困難なもの

【参考】 遊休農地等の分類について



③ 実施内容（特に注意して把握確認する内容）

- ア．遊休農地、耕作者が不在又は不在となるおそれがある農地および再生利用が困難な農地（②のア～オ）の把握
- イ．アの農地について、遊休農地等になりうる「現況」の確認
- ウ．アの農地について、「発生場所（山間、平地、山麓、崖地）」の確認
- エ．農地法の許可（届出）案件の履行状況の確認
- オ．農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律による利用権設定等農地の履行状況の確認
- カ．農地法第6条の2により農業委員会が報告を受けた農地の利用状況の確認
- キ．農地中間管理事業による利用権設定等農地の利用状況の確認
 - ※ 農地中間管理機構より必要に応じて利用状況の提供を求められることがあるので確認すること。（利用状況の報告については各都道府県農地中間管理機構と調整すること）。特に適切に利用されていない場合は、速やかに農地中間管理機構に情報提供を行うこと。
- ク．農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正
- ケ．相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地（以下、「納税猶予適用農地」という）の利用状況の確認
- コ．仮登記農地の利用状況の確認
- サ．営農型発電設備（太陽光パネル等）の設置に係る下部農地における適切な営農状況の確認
- シ．農業者年金制度に係る特定処分対象農地及び加算対象農地等の利用状況の確認
- ス．過去の調査において既に遊休（荒廃）農地と区分されている農地の再生状況及び再生後の利用状況の確認

④ 実施方法

- ア．遊休農地等の確認

農地台帳の情報及び地図、タブレット等を利用しながら農地一筆ごとに、道路からの目視で利用状況を確認する。ただし、災害その他の事由により、進入路が荒廃しているなど、その土地に立ち入ることが困難な場合は、この限りではない。

また、人工衛星又は無人航空機等によって得られる動画又は画像（農地パトロールを行う時期に撮影されたものであって、十分な解像度を有するものに限る）を使用する場合には、次の手順で調査を行う。

- 1) 当該動画又は画像を使用して、一筆の農地ごとに遊休農地に該当するおそれのない農地と該当するおそれのある農地とを区別する調査を実施

なお、当該調査は、次のいずれかにより行うこと。

- i) 当該動画又は画像の目視による確認
- ii) 当該動画又は画像を用いて、十分な水準を有すると認められる技術により判断（いわゆるAI判定）

2) 1) の結果、遊休農地に該当するおそれのある農地とされたものについては、一筆ごとに目視により確認

イ. 写真の撮影および地図、タブレット等への記録

道路からの目視により、雑草が繁茂しているなど、遊休化等が確認された場合は、利用状況の写真を撮影し、その旨を地図、タブレット等に記録する（※）。

写真は、遊休農地等の判定資料として活用できるよう、農地の全景と併せて、周囲の状況や植生についても撮影するように留意する。また、農業委員、推進委員が写真撮影できない場合には、当該報告を受けた後、速やかに事務局等が写真撮影を行う。

※ 情報整理の効率化にもつながるため、スマートフォンやタブレットのGPS機能を活用することが望ましい。とりわけ、現地確認アプリを使って調査を行っている場合、調査対象筆ごとに写真を複数枚撮影し登録することが可能。撮影した写真は農業委員会サポートシステムに連携され、事務局で確認できる。

ウ. 農作物栽培高度化施設の確認

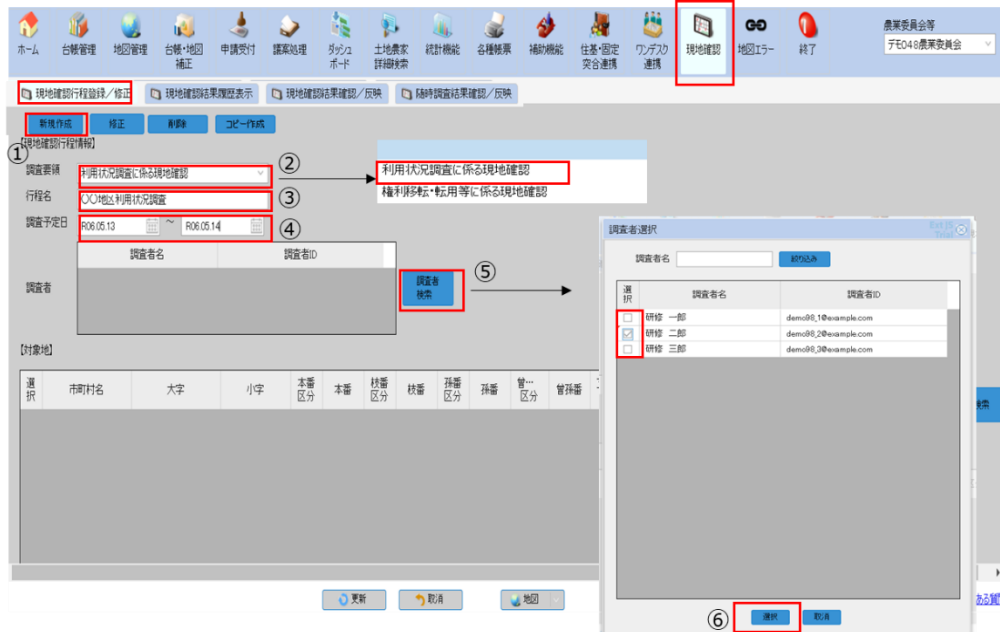
農作物栽培高度化施設の営農計画書上、当該施設において農作物の栽培が行われているべき時期に農作物の栽培が行われていないことが判明した場合、当該施設の所有者等から、農作物の栽培が行われていない理由を聞き取る。

聞き取った理由が、天候や市況を踏まえて栽培時期を見送っているなどやむを得ないものであり、概ね1月以内に当該施設において農作物の栽培を行う旨が表明された場合には、当該施設において農作物の栽培が行われると見込まれる時期に、再度農地パトロールを実施する。（「法第43条・44条の運用通知」より）

【参考】 タブレット（現地確認アプリ）での農地パトロールの実施および農地台帳（農業委員会サポートシステム）への反映について

タブレット（現地確認アプリ）での農地パトロールは、次の手順で行う。

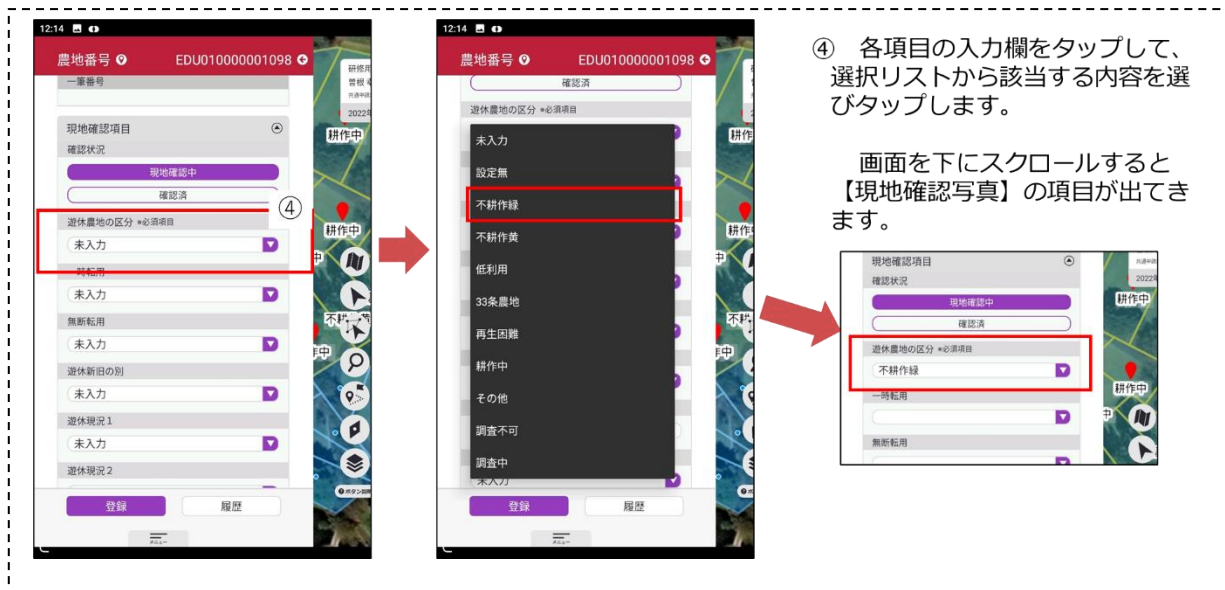
①農業委員会サポートシステムで、調査委員ごとの調査行程を作成



②現地確認アプリでパトロール結果を入力、遊休農地の写真を撮影

調査結果を入力したい筆を選択し、調査結果を入力。入力し登録した結果は農業委員会サポートシステムに連携される。





(3) 調査結果の整理及び活用

① 現状と課題の把握等

農地パトロール終了後は、調査実施者等関係者による報告・検討会を開催し、調査結果を整理するとともに、現状と課題を把握する。なお、遊休農地に関する調査表(様式1)(別添資料P.1参照)に記録すべき農地は、記入し整理する。

② 農地台帳への調査結果の入力

農地パトロールの結果は、農地法52条の2で農地台帳(農業委員会サポートシステム)への入力が行われている。農地台帳には、遊休農地の情報だけでなく、“遊休農地ではない”状態であることも各筆の情報に入力するため、全筆に調査結果を入力する必要がある。

ア. タブレット(現地確認アプリ)で農地パトロールを実施した場合

調査結果や調査時に撮影した写真は農業委員会サポートシステムに連携される。事務局で調査結果を確認し、農地台帳に結果を反映する。

農業委員会サポートシステムの【現地確認】機能の【現地確認結果確認/反映】タブで調査行程を選択し、委員が入力した調査結果を確認する。内容に問題がなければ「台帳反映」をクリック。農地台帳に農地パトロールの結果が登録される。

【農業委員会サポートシステムの現地写真一覧確認画面】

【所在地情報】
 市町村名 大字 小字
 農業市 1 北山の上 1 1丁目口

本番区分 本番 枝番区分 枝番 孫番区分 孫番 曾孫番区分 曾孫番 玄孫番区分 玄孫番 区分

【現地確認行程情報】 **全行程を並べて表示** ⑤

【行程名】 2022年利用状況現地調査①
 【確認日】 R04.03.18
 【確認者】 調査 太郎

②

①

③ 削除 ④ ダウンロード 閉じる

全選択 全解除

イ. 現地確認アプリを利用していない場合

1) 農地台帳画面で筆ごとに調査結果を直接入力する場合

紙地図等を用いて農地パトロールを実施した場合は、農業委員会サポートシステムの【台帳管理】機能の【利用状況調査/意向調査】タブの「利用状況調査年月日」、「遊休農地の区分」、「調査委員名」、「通し番号」等（項目内容の詳細は別添資料P. 5-11 参照）に調査結果を入力し、更新する。（このタブは、画面左下の【タブ切替】をクリックすると表示される。）

【農業委員会サポートシステムの台帳管理画面の利用状況調査の入力欄】

意向・現状把握 意向回答内容 **利用状況調査/意向調査** 利用状況調査/意向調査(過去分) 農地中間管理機構との協議等 農地中間管理機構と利用集積等促進

利用状況調査
 利用状況調査年月日 遊休農地の区分 調査委員名 利用状況その他 通し番号
 R06.08.20 農地法第32条第1項第1号(緑) 農業 太郎 1

一時転用 無断転用 違反転用 調査不可判断年月日 調査不可理由 調査不可理由その他
 設定無 設定無 設定無 設定無 設定無

新旧の別 現況1 現況2 現況その他 発生場所の区分 基盤整備の予定
 新規発生 傾斜地 設定無 山間 無

区分整理年月日 非農地通知発出(予定)日 非農地通知未了理由 非農地通知未了理由その他 利用状況調査結果(旧) 荒廃農地調査分類(旧)
 設定無 設定無 設定無 設定無

2) CSV ファイルでまとめて調査結果を入力する場合

a. 【台帳・地図補正】機能の【CSV 取込補正】タブで処理選択「利用状況調査・意向調査情報（統合調査）」を選択し、調査結果を入力したい農地の一覧を CSV ファイルで出力する。出力した CSV ファイルの「利用状況調査日」

【CSV ファイルの各項目と入力内容】

項目	入力文字、コード等	項目	入力文字、コード等	項目	入力文字、コード等
通し番号	数字	調査不可判断日	yyyy/MM/dd	基礎整備の予定	0 不明 1 無 2 有
利用状況調査日	yyyy/MM/dd	調査不可理由	0 設定無 1 被災して農業利用ができない 2 災害や草木類の繁茂等により進入路が荒廃 9 その他	状況調査区分整理日	yyyy/MM/dd
遊休農地の区分	0 設定無	調査不可理由その他	文字 (100文字以内)	非農地通知発出 (予定) 日	yyyy/MM/dd
	1 農地法第32条第1項第1号 (緑)	新旧の別	0 設定無	非農地通知未了理由	0 設定無
	2 農地法第32条第1項第1号 (黄)		1 新規発生		1 慎重に判断
	3 農地法第32条第1項第2号	2 再発生	2 意図的に未実施		
	4 農地法第33条第1項	3 継続	3 非農地判断が進まない		
	5 再生利用が困難な農地	現況1・現況2	0 設定無	非農地通知未了理由その他	4 その他
	6 遊休農地ではない		1 傾斜地		文字 (100文字以内)
	7 その他		2 不整形地	※利用状況調査日 (赤枠) は必須入力項目 入力していないと、CSVファイルでの取込が できません。 ※青枠の項目は様式外項目 「様式外項目」とは、統合調査様式1に記載の ない項目のこと。 CSVで取り込む際は「様式外項目を取り込 む」にチェックが必要。 ※CSVファイルでの入力作業時、列の削除は不 可 (非表示は問題ない)	
	8 外因的理由で調査不可		3 狭小地		
9 調査中	4 溜田				
利用状況その他	文字 (100文字以内)		5 田圃地		
調査委員名	文字 (100文字以内)	6 灌漑が困難			
一時転用	0 設定無 1 砂利採取 2 太陽光発電施設 3 その他 9 調査中	7 その他			
無断転用	0 設定無	8 遊休農地等になる現況無			
	1 無断転用ではない	現況その他	文字 (100文字以内)		
	2 無断転用	発生場所の区分	0 設定無		
	9 調査中		1 山間		
0 設定無	2 平地				
1 違反転用ではない	3 山麓				
2 違反転用	4 崖地				
9 調査中					

③ 利用意向調査の準備

遊休農地および耕作者が不在又は不在となるおそれがある農地については農地法第32条第1項、第33条第1項に基づく「利用意向調査」に向け、調査書の発出等の準備を進める (P. 15-19 参照)。②でサポートシステムに調査結果を入力している場合、【各種帳票】機能から調査書を出力できる。

④ 非農地判断の準備

再生利用が困難な農地については、利用状況調査後直ちに非農地判断 (P. 31-33 参照) を行う。

⑤ 市町村への情報提供

市町村関係部局にも調査結果の情報提供を行う。

⑥ 「地域計画」等の実現又はブラッシュアップへの活用

調査結果を「地域計画」等の実現又はブラッシュアップに向けた話し合いで報告するなど、当該計画等における地域の中心となる経営体に集積・集約される農地への位置づけも検討する。

⑦ 調査結果のインターネット (eMAFF 農地ナビ) での公表

農業委員会サポートシステムに反映した農地パトロールの結果は、「eMAFF 農地ナビ」で公表する必要がある。【補助機能】の【公開/連携承認設定】タブで、更新した農地

台帳情報を eMAFF 農地ナビに公開する（自動で公開承認されるように設定した場合は作業不要）。

【農業委員会サポートシステムの公開/連携承認設定画面】

選択	農業委員会等コード	農業委員会等名	公開承認ステータス	公開承認日付
1	●	●	公開を自動で承認する	2023/07/24

公開を承認する(本日時点までのデータが公開されます)

公開を自動で承認する(毎日自動でデータが公開されます)

公開の自動承認を停止する(データは公開されません)

①

②

※ 農業委員会サポートシステムの細かい操作方法は農業会議の担当者やヘルプデスクに問い合わせのこと。

6. 熱中症対策について（改正労働安全衛生規則）

令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じて迅速かつ適切な対処により重篤化を防ぐ取り組みが事業者に義務付けられた。対象となる作業は「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業」とされ、農地パトロールの実施に当たっても熱中症のリスクは高いことから、対策を講じる必要がある。

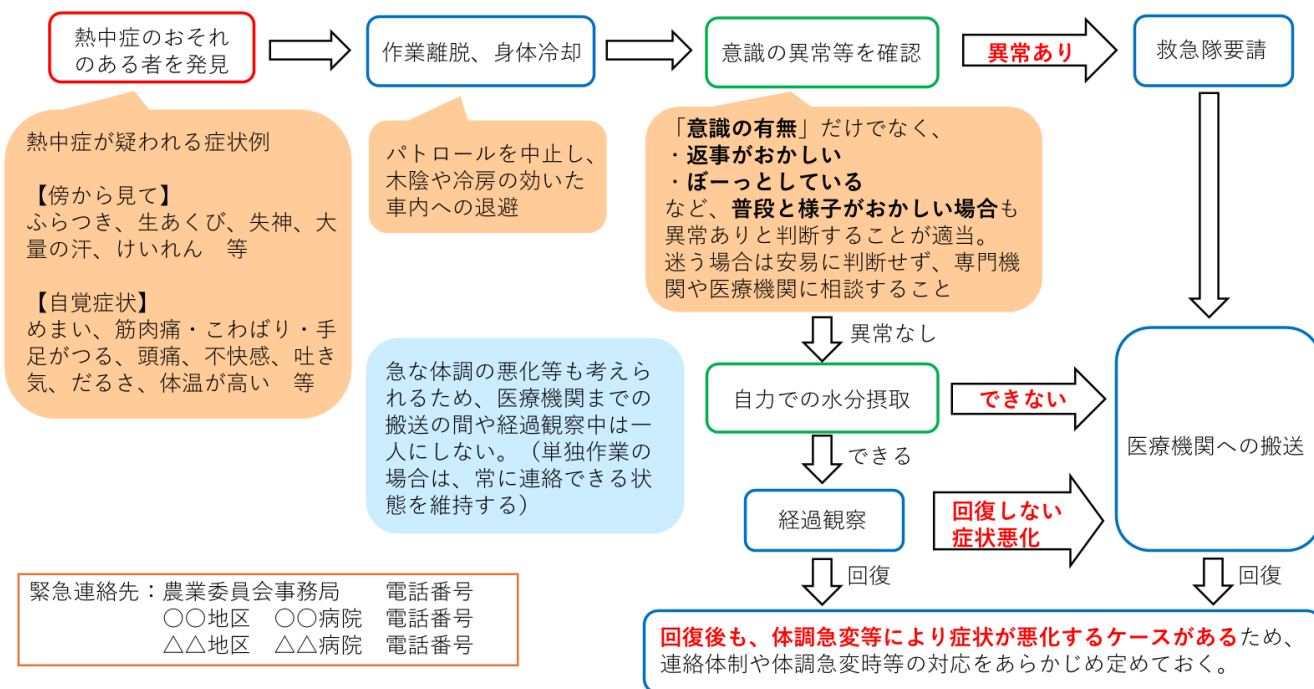
※WBGT（暑さ指数）：気温に加え湿度、日射等の熱環境を考慮した指標。

具体的には、農業委員・推進委員が農地パトロールを実施する際に、①熱中症の自覚症状が出た場合や、一緒にパトロールをしている委員に熱中症の症状がみられる場合に速やかに事務局や医療機関などに連絡できる体制を整備し、委員に周知すること、②症状に応じてどのような対応をすべきかを明らかにしたフロー図などの手順を作成

し、委員に周知することが義務付けられる。

また、熱中症予防として、農地パトロール実施日の天気を確認して委員に注意喚起する、実施時間帯を日中から夕方に変更する、1回あたりのパトロール時間を短くする、水分・塩分を定期的に取りよう指示する、寝不足等少しでも体調が悪い場合は無理にパトロールを行わないことを徹底する、タブレットや衛星画像の活用により調査を効率的に実施する等の工夫も求められる。

農地パトロール中に熱中症の症状がみられる場合の対処フロー図（例）



Ⅲ 農地パトロールの結果に基づく遊休農地対策の実施について

1. 利用意向調査の実施

(1) 目的

利用意向調査は、農地パトロールで得られた情報をもとに、遊休農地及び耕作者が不在又は不在となるおそれがある農地について、今後の利用意向を明確にし、農地の有効利用を促進することを目的に実施する。

(2) 農地法における位置づけ

農地法第 32 条第 1 項および第 33 条第 1 項に基づき、農業委員会の必須業務として実施する。

(3) 調査の実施時期

遊休農地および耕作者が不在又は不在となるおそれがある農地であると判定後、直ちに所有者等へ利用意向調査書を発出する。

回答期限は、利用意向調査書の発出から 1 か月以内の範囲で設定する。

(4) 実施手順

① 事前準備

農地パトロール終了後の報告・検討会で整理した結果から、利用意向調査の対象農地を選別する。

② 調査の実施

ア. 対象農地

農地パトロールの結果、遊休農地及び耕作者が不在又は不在となるおそれのある農地に該当したもの（Ⅱ 5 (2) ②ア～エ）を対象とする。

なお、農作物栽培高度化施設については、農地パトロールで行った聞き取り等（P. 7 参照）において、当該施設での農作物の栽培が行われると見込まれる時期が概ね 1 月以内でない場合、再度の農地パトロールにおいて、農作物の栽培が行われていないことを確認した場合も対象となる。

また、利用意向調査の対象となる農作物栽培高度化施設については、法第 44 条の規定に基づき、相当の期限を定めて、当該施設において農作物の栽培を行うべきである旨の勧告を合わせて行う。（「法第 43 条・44 条の運用通知」より）（様式：別添資料 P. 41 参照）

遊休農地等の定義は以下の通りである。

1) 遊休農地

- a. 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法第 32 条第 1 項第 1 号）

→ 過去 1 年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等による農地の維持管理（草刈り、耕起等）や農作物の栽培が行われる見込みがない農地

なお、農作物栽培高度化施設については、営農計画書上、農作物の栽培が行われるべき時期において、農作物の栽培が行われていない場合、同項第 1 号に規定する農地となる（「法第 43 条・44 条の運用通知」より）

- b. その農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（同条同項第 2 号）

→ 農作物の栽培は行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の様態と比較して、その程度が著しく劣っている農地

なお、農作物栽培高度化施設については、営農計画書上、農作物の栽培が行われるべき時期において、農作物の栽培を行う面積が、当該営農計画書に記載されたものから概ね 2 割以上縮小している場合、同項第 2 号に規定する農地となる（「法第 43 条・44 条の運用通知」より）

2) 耕作者が不在又は不在となるおそれがある農地（農地法第 33 条第 1 項、施行規則第 78 条）

- a. その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが死亡したもの
- b. その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが遠隔地に転居したもの
- c. その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものから農業委員会に対し、その農地について耕作の事業の継続が困難であり、かつ、公示が必要である旨の申出があったもの
- d. その農地に係る農地中間管理権又は農業の経営の委託の期間の残存期間が 1 年以下であって機構が過失が無くてその農地の所有者を確知することができないもの
- e. 農地法第 39 条第 1 項の規定による裁定により設定された農地中間管理権の残存期間が 1 年以下であるもの
- f. 農地法第 41 条第 2 項の規定による裁定により設定された利用権の残存期間が 1 年以下であるもの

【参 考】 利用意向調査の対象にならない農地

以下の①～⑤に係る農地は、利用意向調査の対象農地にならないことに留意する。

- ① 非農地判断の準備している農地（再生利用が困難な農地）
- ② 農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可に係るもの
- ③ 前年の利用意向調査の結果、勧告の対象となったもの（ただし、勧告後協議が行われなかった場合や、その後機構により農地中間管理権の設定に関し裁定の申請がなされなかった場合には、翌年から再度利用意向調査の対象となる）
- ④ 農地中間管理事業の推進に関する法律第20条（第2号に係る部分に限る）の規定により農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借又は農業の経営の委託が解除されたもの（農地法施行規則第77条第1号）
- ⑤ 土地収用法その他の法律により収用され、又は使用されることとなるもの（農地法施行規則第77条第2号）

イ. 調査対象者

上記アの対象農地に係る所有者等（所有者又は所有権以外の使用収益権者）

※ 共有農地において、過半の持分を有する所有者等が分かる場合は、その所有者等すべての者。なお、過失がなく過半の持分を有する者の所在が分からないときには、農業委員会は「所有者等を確認できない旨」を公示し、所定の手続（別添資料P.27参照）を進める（農地法第32条第3項）。

ウ. 調査内容

利用意向について、次の1)～4)のいずれであるかを確認する（農地法施行規則第74条第1項）。

- 1) 農地中間管理事業を利用する
→ 機構を通じて、農地を貸したい方
- 2) 自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う
- 3) 自ら耕作する
- 4) 農業上の利用を行わない

エ. 実施方法

遊休農地等と判定後直ちに、調査対象者へ調査を実施する。調査は書面の送付の他、電子媒体の送付その他電磁的方法（メールの送付やオンラインフォームの活用）により行う。調査は利用意向調査様式（様式：別添資料P.22-24参照）の活用のほか、上記ウの内容を確認できる設問があれば別の調査（例えば地域計画の策定・変更に係るアンケート等）と一体的に実施してもよい。回答期限は、調

査の発出から1か月以内の範囲で設定する。また、回答期限までに回答が得られない所有者等に対しては、農業委員および推進委員が事務局と連携して直接訪問や電話等を行い、確実に農業上の利用の意向を確認する。

調査書（様式：別添資料P.22 参照）と回答書（様式：別添資料P.24 参照）は、農業委員会サポートシステムの【各種帳票】機能で出力できる（事前に農地パトロールの結果を入力済みであること）。

なお、電話や直接訪問により意向確認できた場合であって、調査対象者の申し出があれば、その内容を調査書に農業委員会が代理で記載し、保存するものとする。

【現在耕作されている農地の営農状況・意向調査の実施について】

地域計画の実現に向けて農業委員会が農地利用の最適化に取り組むためには、地域の農業者の農業経営並びに農地利用の意向を把握することが起点となる。そのため、農業委員会組織では農地法第32条の遊休農地についての利用意向調査に加えて、現在耕作されている農地の所有者の意向を把握するための取り組みを「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」にて実施している。

このことは、農業委員会組織がこの取り組みを制度上明確にするよう政府・国会に働きかけたことから、令和元年度の農地中間管理事業の推進に関する法律の改正（「農業者等による協議の場の設置等」を定めた第26条に第3項の新設）、令和5年度の農業経営基盤強化促進法等の改正（地域計画の策定にあたり「目標地図の素案を作成すること」を定めた基盤法第20条第2項）によって、農業委員会が現在耕作されている農地の意向を把握する根拠が明確化されたものである。

（5）調査結果の整理・報告

利用意向調査の発出状況および回答結果については、農地台帳で管理するため、農業委員会サポートシステムへ入力を行う（入力方法はP.10-12と同様）。CSVファイルで入力し、取り込む際は、【台帳・地図補正】機能の【CSV 取込補正】タブで調査結果を入力したCSVファイルをサポートシステムに取り込む。「利用意向調査を取り込む」にチェックを入れ、「CSV ファイル取込」ボタンを押して取り込む。

【CSV ファイルの各項目と入力内容】

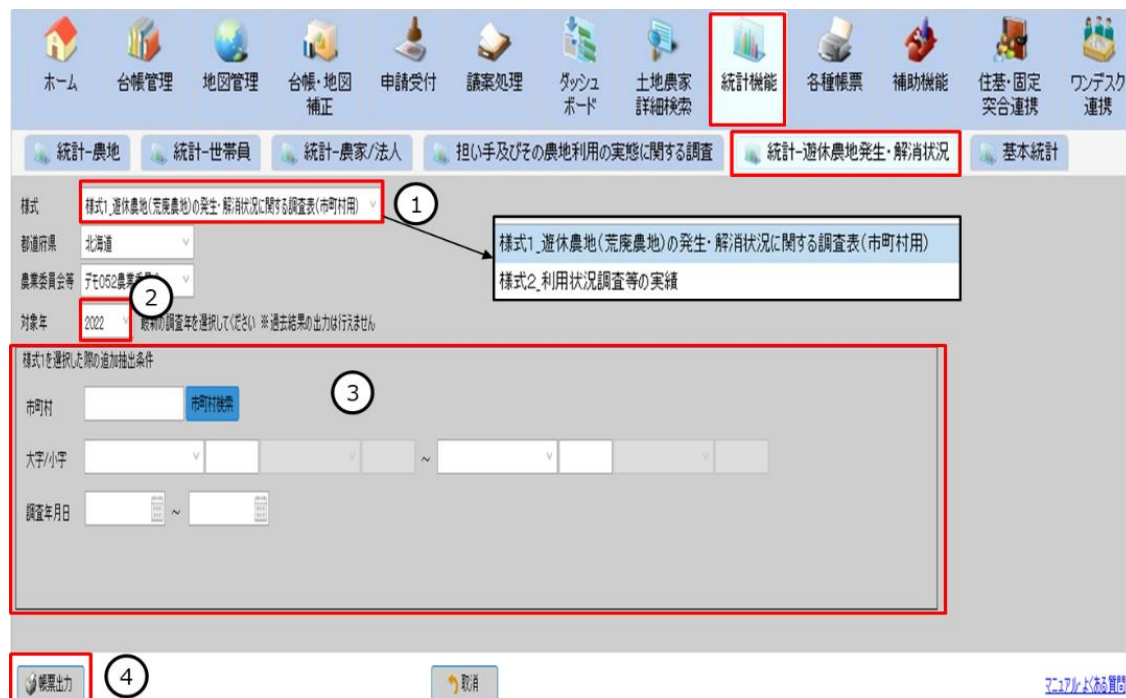
項目	入力文字、コード等	項目	入力文字、コード等	項目	入力文字、コード等	項目	入力文字、コード等
意向調査発出状況	0 設定無	権者の実地状況	文字 (100文字以内)	当該農地の現状区分	0 設定無	遊休農地解消の確認	0 設定無
	1 権者継続中		0 設定無		1 1【解消】自ら耕作		1 営農再開
	2 調査対象外 (農地法第4条第1項又は第5条第1項)	1 権利者確認調査	1 対象外		2 2【解消】中継保有		2 機械への貸付け
	3 調査対象外 (農地法施行規則第77条第1号)	2 調査中	2 調査中		3 3【解消】権機による貸付け		3 転用
	4 調査対象外 (農地法施行規則第77条第2号)	権利者確認調査日	yyyy/MM/dd		4 4【解消】権機以外による貸付け	4 農地台帳から削除	
	5 所有者等が不明 (公示済)	権利者確認調査結果	0 設定無		5 5【解消】基金整備後営農再開	0 設定無	
	6 所有者等が不明 (公示未了)		1 権利者の居所が判明		9 9【解消】その他の事由	1 都市的地域	
	7 調査未出済		2 権利者の居所が不明		11 11【継続】権機継続中	2 平地農地地域	
8 調査未了済	3 過半の持分を有する者の居所が判明		12 12【継続】権機の借受基準不適合	3 中継農地地域			
	4 過半の持分を有する者の居所が不明		99 99【継続】その他の事由	4 山間農地地域			
	5 その他	101 101【減少】非農地判断					
意向調査発出日	yyyy/MM/dd	権利者確認調査結果その他	文字 (100文字以内)	現状区分その他事由	文字 (100文字以内)		
意向調査結果	0 設定無	公示日 (第32条第3項)	yyyy/MM/dd	現状区分整理日	yyyy/MM/dd	※調査の内容 (オレンジ枠) を入力する場合、意向調査発出日 (赤枠) を必須で入力しないとCSVファイルでの取込ができません。	
	1 農地中継管理機構を利用	通知日 (第41条第1項)	yyyy/MM/dd	農地中継管理事業の利用希望の処理実績	0 設定無		
	2 自ら賃借権等の設定	動産の実地状況	0 設定無		1 1 利用希望の通知済		
	3 自ら耕作		1 実地済		2 協議申し入れ済		
	4 その他		2 未実施		3 権機が借受済		
	5 農地上の利用を行う意思がない		3 動産搬回	4 借受基準に適合しない旨の通知発出済			
	6 未回答		4 対象外	0 設定無			
	9 調査中	0 設定無	1 1 鑑定済	2 2 中継管理権設定済			
	意向調査結果その他内訳	文字 (100文字以内)	指等・転売の有無	1 1 実施	3 3 所有者等確認不可判定申請済		
意向権地条項	0 設定無	1 1 実施	2 2 未実施	4 4 権機が利用権を取得			
	1 農地法第32条第1項						
	2 農地法第32条第4項						
	3 農地法第33条第1項						
9 調査中							
意向確認日	yyyy/MM/dd			鑑定処理実績	0 設定無		
					1 1 鑑定済		
					2 2 中継管理権設定済		
					3 3 所有者等確認不可判定申請済		
					4 4 権機が利用権を取得		

※調査の内容 (オレンジ枠) を入力する場合、意向調査発出日 (赤枠) を必須で入力しないとCSVファイルでの取込ができません。

※青枠の項目は様式外項目

農業委員会サポートシステムへ調査結果の入力が完了すると、【統計機能】の【統計-遊休農地発生・解消状況】タブより、入力済みの遊休農地に関する調査票 (様式1) (別添資料P. 1) を出力できる。

【農業委員会サポートシステムの統計機能画面】



2. 利用意向調査に基づく利用関係の調整（農地法第 34 条）

農業委員会は、利用意向調査により確認した農地所有者等の意向や地域計画等を勘案しつつ、農地の農業上の利用の増進が図られるよう、農地の利用調整、あっせん等を行う。

なお、農地中間管理事業法では、農地中間管理事業の範囲は「市街化区域外」となっているが、農地法第 35 条第 1 項に基づく農地中間管理機構への通知は農業振興地域内に限ることに留意する。

（1）機構に通知（農地法第 35 条第 1 項）

利用意向調査により、農業振興地域内の農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があったときは、農業委員会は速やかにその旨を機構に通知する（様式：別添資料 P. 32 参照）。

その後、機構は当該所有者等に対して農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れる。

ただし、当該農地が機構の事業規程の基準に不適合である場合は、その旨を農業委員会及び当該所有者等に通知し、協議の申し入れは行わない。この場合、農業委員会は当該農地について改めて農地に該当するか否かの判断を行い、農地に該当すると判断した場合は、その他の方法による利用関係の調整を行う（（2）を参照）。

（2）あっせん等その他利用関係の調整

利用意向調査により、農地の所有者から自ら所有権の移転又はその他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う旨の意思表示があった場合は、農業委員会のほか関係する機関で連携し、あっせん事業等を活用しながら、地域の農業者、集落法人、参入企業等への農地の貸付を促す。（1）で機構が借り受けなかった農地および農業振興地域外の農地についても同様とする。

なお、受け手となる担い手を見つけることが困難な農地については、農地性の有無を判断したうえで、地域農業の振興に繋がるような利用を検討する。

3. 所有者が利用意向調査で表明した意向通りの対応をしない場合等の措置

（1）利用意向調査後の現地確認

利用意向調査を発出後、次の①、②に該当する場合には、それぞれ下記の通り現地確認を実施する。

また、利用意向調査書の発出時期や回答時期によって下記①、②に該当する現地確認の時期にずれが生じることとなるが、効率的に現地確認を行う観点から該当農地の所在などを考慮し可能な限りまとめて確認ができるよう日程を調整して実施することが望ましい。

① 農業上の利用の増進を図る旨の意思表示があった場合

耕作の再開、農地中間管理機構との借入協議又は権利の設定・移転等が行われたかどうかについて、所有者等の意思の表明から6か月経過後速やかに実施する。

② 所有者等から意思の表明がない場合

利用意向調査の発出から6か月経過後速やかに実施する。

(2) 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告（農地法第36条第1項）

次の①から③に該当する場合は、現地の確認から1か月以内に、④に該当する場合は、その意思表示から1か月以内に農業委員会は農地の所有者等に対して「機構による農地中間管理権の取得に関し、同機構と協議すべきこと」を勧告する（様式：別添資料P.33参照）。

- ① 自ら耕作する意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6ヶ月を経過した日においても、その農業上の利用の増進が図られていないとき。
- ② 自ら所有権の移転・賃借権等の設定等を行う意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6ヶ月を経過した日においても、これらの権利の設定等が行われていないとき。
- ③ 利用意向調査書の発出日から起算して6ヶ月を経過した日においても意思の表明がないとき。
- ④ 農業上の利用を行う意思がないとき。

なお、勧告を行ったときは、農業委員会はその旨を機構に通知する（農地法第36条第2項）（様式：別添資料P.34参照）。

(3) 勧告の対象外となる農地（運用通知第3の6（2））

上記（1）に関わらず、次の①から④の場合は協議の勧告の対象とならない。

- ① 当該農地が農業振興地域内にないとき。
- ② 機構が農地法第35条第2項ただし書に基づき、農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨を農業委員会等及び所有者等へ通知したとき。
- ③ 当該農地の所有者等から機構に対して貸付けを行う旨の意思が表明され、それが継続しているとき。
- ④ ②に掲げるもののほか、機構からその農地が農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨の通知があったとき。

なお、贈与税又は相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地（平成17年4月1日以降に行われた贈与・相続に係る納税猶予の適用農地に限る）については、勧告が

あった際に納税猶予の期限が確定することから、納税猶予制度の適正な運用を確保するため、②から④に該当するものも含めて、農地法第 36 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、必ず勧告を行うこと（別添資料 P. 33 参照）。

（４）勧告の撤回

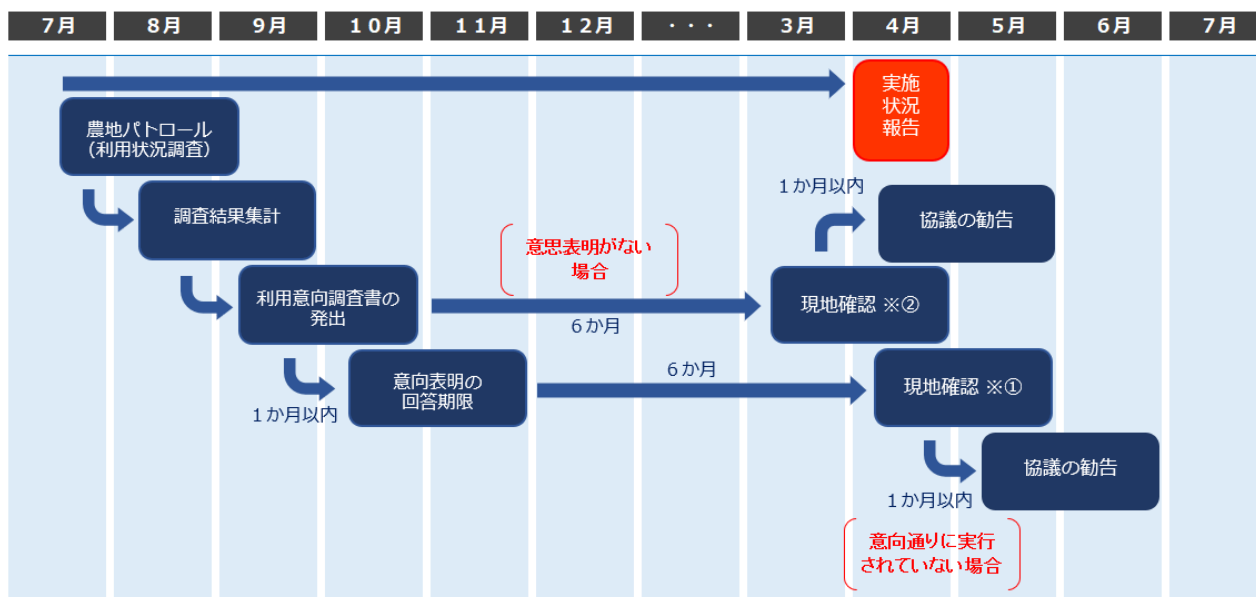
勧告を行った後でも、次の①から④に該当することとなった場合には、その時点をもって当該農地に係る勧告を撤回し、その旨を速やかに農地の所有者等及び機構に通知する。

- ① 利用状況調査等により、遊休農地が解消されたことが確認されたとき。
- ② 機構との借入協議の結果、当該農地を機構が借り受けたとき。
- ③ 農地法第 39 条による裁定により、機構が農地中間管理権を取得したとき。
- ④ ①から③までに該当する場合のほか、勧告を撤回すべき相当の事情があるとき。

（５）勧告後の措置

- ① 勧告した後、2ヶ月以内に協議が整わない場合、または協議ができない場合は、機構は勧告から6ヶ月以内に都道府県知事に対して農地中間管理権の設定について裁定を申請できる（農地法第 37 条）。
地域計画の区域内の農地については、「6ヶ月以内に」を「遅滞なく」、「申請できる」を「申請しなければならない」とする（農業経営基盤強化促進法第 22 条の 7）。
- ② 申請を受けた都道府県知事は、その旨を公告するとともに、農地の所有者等に通知し、2週間を下らない期間を指定して、意見書を提出する機会を設ける（法第 38 条）。
- ③ 意見書の内容等を考慮して、申請された農地が引き続き農業上の利用が図られないことが確実であると見込まれる場合において、農地中間管理事業を実施することが当該農地の農業上の利用の増進を図るために必要かつ適当であると認めるときに、都道府県知事は「農地中間管理権を設定すべき」旨を裁定する（法第 39 条）。
- ④ 都道府県知事は、裁定について、機構と農地の所有者等に遅滞なく通知するとともに公告する（法第 40 条）。

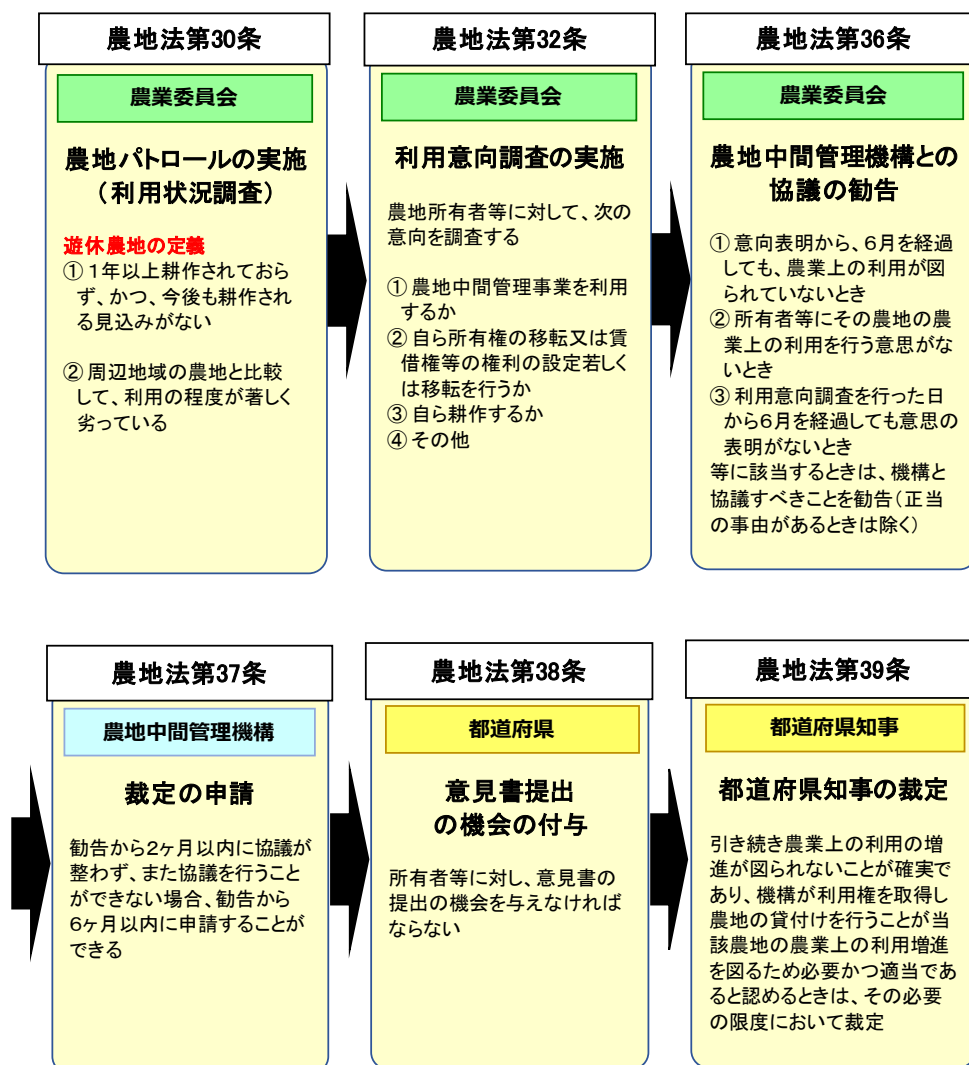
【利用意向調査から勧告までの流れ（例）】



※ 現地確認は、前年度の利用意向調査で下記①、②の農地の現地確認

- ① 農業上の利用の増進を図る旨の意思の表明があった農地
- ② 意思の表明がない農地

【都道府県知事の裁定までの流れ】



【参 考】 遊休農地の課税強化

1. 遊休農地の課税強化

平成 29 年度から、農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対して、機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地を対象に固定資産税の課税が強化されている。

この協議の勧告が行われるのは、機構への貸付けの意向を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定される。

固定資産税の通常の評価額は、売買価格×0.55（限界収益率）となっているところ、勧告の対象となった遊休農地については、0.55 を乗じないこととなる（結果的に約 1.8 倍になる）。

2. 農業委員会から市町村税務部局への情報共有（運用通知第6の1（2））

上記1に係る農地の課税に当たっては、市町村税務部局と農業委員会の情報共有等十分な連携が必要不可欠であるため、以下の運用通知の内容に基づき、固定資産税等の課税事務の適正な執行に努めること。

- ① 農業委員会は、勧告を行った農地及び勧告の撤回を行った農地について、当該勧告又は勧告の撤回後、速やかに、市町村税務部局に対して当該農地の所有者名（所有者と勧告を受けた者が異なる場合には勧告を受けた者の氏名を含む。）、所在、地番、面積、勧告又は勧告の撤回を行った期日及び理由その他必要な事項を提供すること。
- ② 農業委員会は、既に市町村税務部局に提供した①の事項に変更があった場合には、速やかに、市町村税務部局に対して、当該変更後の事項を提供すること。
- ③ 農業委員会は、毎年1月1日時点の①に掲げる事項をとりまとめた一覧表を作成し、当該年の1月末までに市町村税務部局に対して、提供すること。

4. 所有者等が確知できないときの公示

（1）所有者等を確知できないときの公示（農地法第32条第3項）

農地パトロールを行った結果、遊休農地と判断した又は耕作者から農業委員会に対し、その農地について耕作の事業の継続が困難であり、かつ、公示が必要である旨の申出があったもの若しくは機構が過失なくその農地の所有者等を確知することができないと農業委員会へ通知したのものについて、次の①～⑥の調査を行っても利用意向調査の対象となる農地の所有者等が分からない場合（共有農地の場合、過半の持分を有する者の所在が分からないときも含む）は、農業委員会は、「その農地の所有者等を確知できない旨」等を公示する（様式：別添資料P.29参照）。

ただし、所有者等を確知できず既に裁定により中間管理権が設定されている農地について、裁定以降に、農地法第41条第5項の規定により供託した補償金の還付が行われていないなど、所有者等に関する新たな事実が判明しなかった場合は、次の①～⑥の調査をせずに、「過失がなくその農地の所有者等を確知することができない」ものとして扱う。

- ① 登記所（法務局等）の登記官に対し当該農地の登記事項証明書を請求し、所有権等の登記名義人又は表題部所有者（以下「登記名義人等」という）の氏名及び住所地等を確認する。
 - ② 「不確知所有者等関連情報を保有すると思料される者」^{*}に対し、他の当該農地の所有者等の氏名及び住所地等について聞き取りを行う。
- また、③により登記名義人等の生死が確認できない場合には、知っている当該農地の所有者等の直系尊属の戸籍謄本または除籍謄本（以下「戸籍謄本等」という）

を請求することにより、当該者の直系尊属と思われる登記名義人等の戸籍謄本等の確認を行う。

※ 「当該農地を現に占有する者」、「農地台帳に記録された事項に基づき、当該不確知共有者等関連情報を有すると思料される者」及び「当該農地の所有者等であって知れている者」を指す。

③ ①において確認した登記名義人等の住所地の市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求する。

このほか、②で確認された「当該農地の所有者等と思料される者」についても、当該者が記載されている住民基本台帳を備えると思われる市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求する。(住所地が明らかである場合には、それをもって代えることができる。)

④ 登記名義人等の死亡が確認された場合には、登記名義人等の戸籍謄本等を請求し、登記名義人等の相続人たる配偶者と子が記載された部分に限って最新の戸籍謄本等を確認する。

確認した配偶者と子の戸籍の附票を備えると思われる市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しを請求し、これらの者の住所の確認を行う。

⑤ 登記名義人等が法人である場合には、登記所（法務局等）の登記官に対して法人の登記事項証明書を請求することにより、法人の住所地を確認する。また、合併により解散した場合にあっては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記事項証明書を請求することにより、合併後の法人の所在地を確認する。

その他合併以外の理由により解散していることが判明した場合には、当該法人の登記事項証明書に記載されている清算人（取締役等）を確認し、書面の送付などの措置によって、不確知所有者等関連情報の提供を求める。

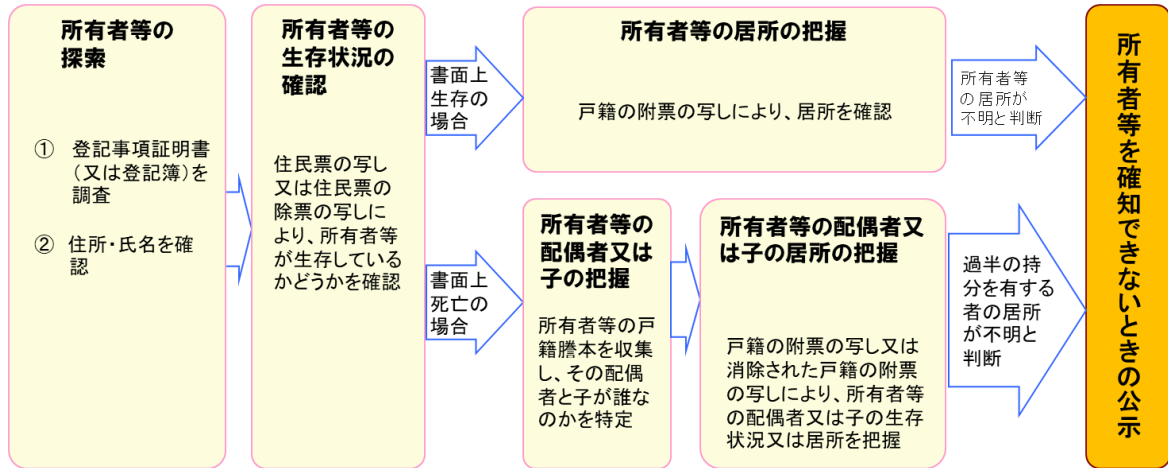
⑥ ①～⑤の措置により住所が判明した当該農地の所有者等と思料される者（⑤の法人の場合は法人住所地又は役員住所）に対して、「所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について」（様式：別添資料P.25）を簡易書留により送付し、当該農地の所有者等の特定を行う。（住所地が当該農地と同一市町村の場合には、訪問により代えることができるが、その際は訪問の記録を残す。）

※ ⑥の書面の送付後、2週間経過しても不確知共有者等から返信がない場合には、当該不確知共有者等を不明者として扱い、更なる聞き取りや現地調査は不要。

※ その農地について所有権以外の権利に基づき使用及び収益をする者で確知できない者がある場合には、上記①～⑥と同様の調査を実施する。

※ 農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の2第1項の規定による要請に係る探索を行った場合には、上記①～⑥の調査を行ったものとみなされる。

【所有者等を確知できないときの手続きの流れ】



(2) 所有者等を確知できなかった場合（農地法第41条第1項）

(1) の公示の日から2ヶ月以内に所有者等から申し出がないときは、農業委員会は機構にその旨を通知する。その後、機構は通知から4ヶ月以内に、都道府県知事に対し、当該農地の利用権の設定について裁定を申請できる。

(3) 公示後に所有者等を確知できた場合（農地法第32条第4、5項）

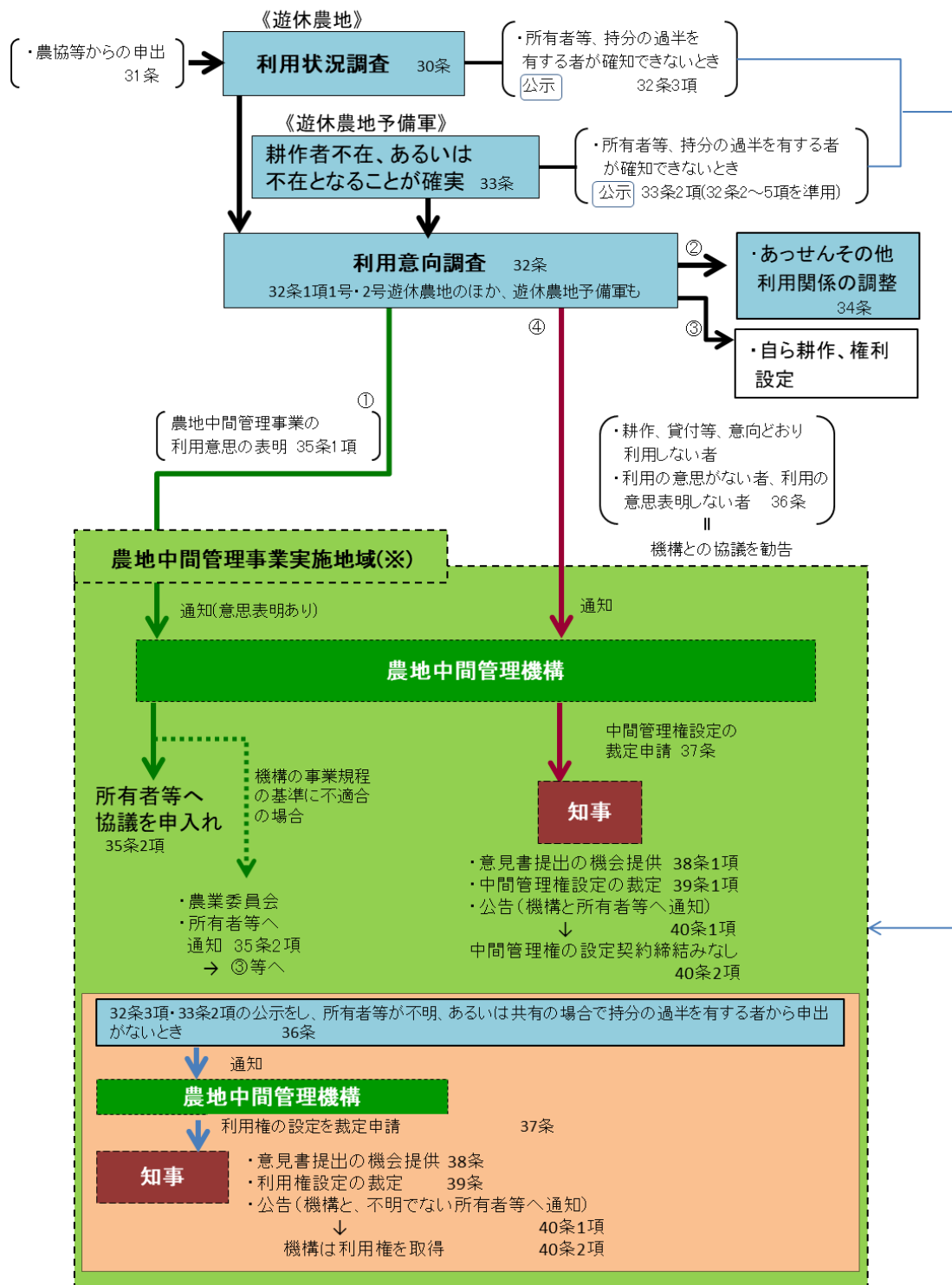
(1) の公示により、所有者等が確知できた場合は、その者に対して利用意向調査を行い、農地の利用意向を確認する。

共有農地の場合は、過半の持分を有する者の所在が分かった場合、そのすべての者に利用意向調査を行う。

【農地法における遊休農地対策の流れ】

農地法における遊休農地対策の流れ

(一社)全国農業会議所



※農地中間管理事業の事業実施範囲は「市街化区域以外」であるが、農地中間管理機構への通知対象地域は「農業振興地域内」であることに留意すること。

<相続土地国庫帰属制度>

相続した土地を手放したいというニーズの高まりを受け、令和5年4月から「相続土地国庫帰属制度」が始まっている。これにより、相続又は遺贈（遺言によって特定の相続人に財産の一部又は全部を譲る場合に限る）によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（法務局）に国庫帰属の承認申請を行い、一定の要件を満たした場合に、相続又は遺贈により取得した土地を国庫に帰属させること（土地の所有権を放棄すること）ができる。

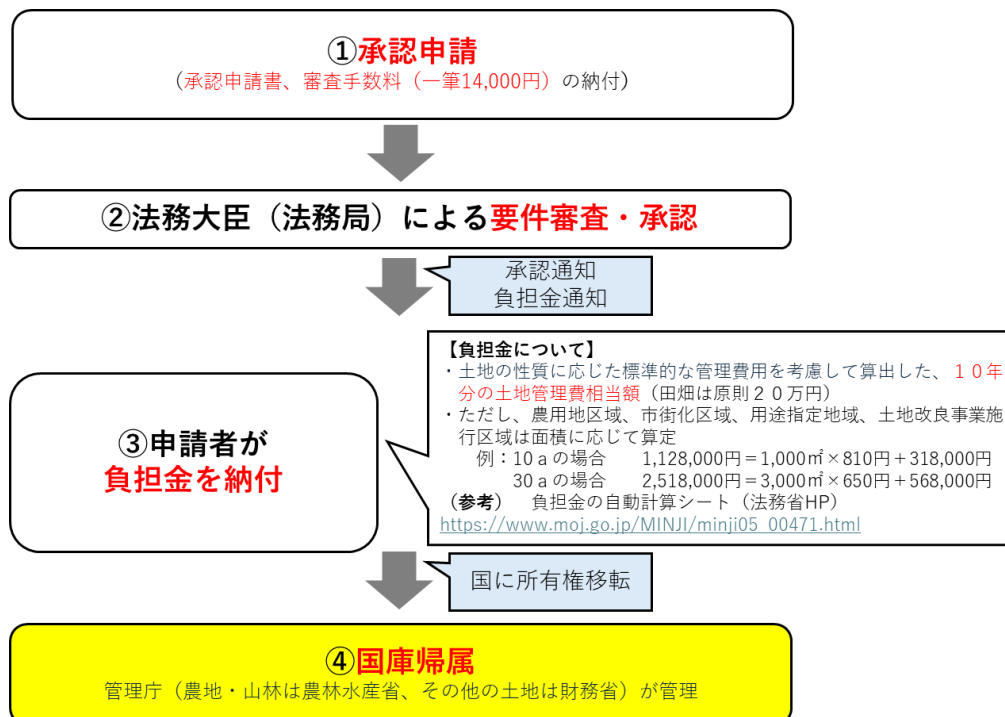
【土地の要件】

・法令で定められた通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は不可

- ア 建物や通常の管理又は処分を阻害する工作物等がある土地
- イ 土壌汚染や埋設物がある土地
- ウ 危険な崖がある土地
- エ 権利関係に争いがある土地
- オ 担保権又は使用収益権（賃借権等）等が設定されている土地
- カ 通路など他人によって使用される土地 など

※土地改良賦課金を支払っている土地も対象とならない

（参考）相続土地国庫帰属制度のフロー



【その他】

- ・ 相続土地国庫帰属制度により国庫帰属した農地であっても、その他の農地と同様、農地パトロール（利用状況調査）や遊休農地対策等について、本実施要領に基づき適切に行う必要があることに留意すること。

IV 農地パトロールの結果に基づく非農地判断の実施について

1. 農地・非農地判断（非農地通知）

農地パトロールにより、「再生利用が困難な農地」と判定した農地については、調査後直ちに農地に該当するか否かの判断を行い、対象地が農地に該当しない旨の判断をした場合は、当該対象地について、直ちに農地台帳の整理等を行う。

なお、農地利用最適化推進委員、農業委員（以下「推進委員等」という。）が3人以上で農地パトロールを実施し、その結果に基づき、「再生利用が困難な農地」と判断した場合は、農業委員会は、地目変更登記の有無にかかわらず、当該調査後直ちに農地台帳を整理することとされている（令和3年4月1日付け2経営第3505号農林水産省経営局農地政策課長通知）。また、3人以上の推進委員等により農地パトロールが行えない場合には、現地の写真を撮影するなどして調査後に3人以上で協議を行い判断することも可能である。

また、農地中間管理機構により農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除がされた農地、農地中間管理機構から中間管理権の取得基準に適合しないと通知され勧告の対象外となった遊休農地についても、農業委員会は改めて上記に基づき農地に該当するか否かを判断する（「運用通知」第4の（1））。

非農地と判断された対象地については、所有者等をはじめ都道府県、市町村、法務局等の関係機関に非農地になった旨を通知する（非農地通知）。「非農地通知書」（参考様式：別添資料P.39参照）を送付した土地については、「非農地通知一覧表」に管理すること。一方、非農地と判断されなかった対象地は、農地として取扱い、利用意向調査を実施する。

2. 非農地判断（通知）の実施報告

非農地通知の発出（予定）日および非農地通知未了理由については、遊休農地に関する調査表（様式1）（別添資料P.1参照）に記入する。

また、再生利用が困難な農地について、毎月末時点の非農地判断の実施状況を翌月の10日までに指定の報告様式（別添資料P.12参照）により都道府県知事に提出する（令和3年4月1日付け2経営第3505号農林水産省経営局農地政策課長通知参照）。

3. 非農地判断した土地の地目変更登記の申出

土地の地目変更登記については、基本的に所有者が申請することとされているが、農業委員会から非農地である旨の通知を受けた所有者が当該申請を行っていない事案が多数見受けられている。

このような中、地方税法第381条第7項では、「地目その他登記されている事項が事実と相違するため課税上支障があると認められる場合」においては、市町村長が職権

で登記の修正を申し出ることができることされており、一部の市町村ではこの制度を活用して一括して法務局に地目変更の申出を行っている。

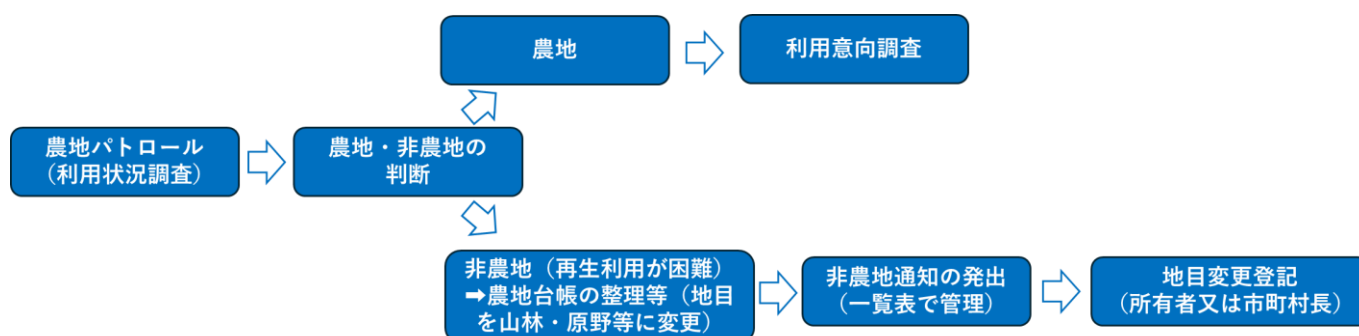
本制度を活用することで、農地台帳と固定資産課税台帳との登記地目が合致し、以後の現況確認の事務負担の軽減にも繋がることから、農業委員会においては市町村の固定資産税課税部局及び法務局と協議の上、積極的に本制度を活用することが望ましい（令和3年4月1日付け2経営第3505号農林水産省経営局農地政策課長通知）。

なお、登記所への申出に際して必要とされる資料については、次の①～④の資料が想定される。

- ① 非農地通知一覧（所在、地番、地積、地目、所有者等の情報が記載されたもの）
- ② 現地を調査したことが分かる資料
- ③ 位置図、現況写真等の土地の場所が確認できるもの（農地ナビの写真等のどこを撮影したかがわかるレベルのものであれば可）
- ④ その他地目の変更に関し、登記官の認定に資するもの

また、本制度を活用する場合には、地目変更登記の円滑な事務処理を行うため、土地所有者への非農地通知の際に、市町村長が登記所へ地目変更の申出を行う旨、農業委員会から通知するよう努めることとされている（令和3年6月11日付け3経営第882号農林水産省経営局農地政策課長通知）。

【非農地判断の流れ】



地目変更の職権登記を推進

法務局と年間1200筆申請で合意

北秋田市農業委員会で、法務局や市の固定資産税担当部局などと協議を重ね、非農地判断した農地の地目変更の職権登記も進めている。

北秋田市農業委員会は、法務局や市の固定資産税担当部局などと協議を重ね、非農地判断した農地の地目変更の職権登記も進めている。

山林または原野化しており、農地として再生利用することが難しいと農

業委員会が判断した土地を、地方税法に基づき市長が法務局に一括で地目変更を申請。法務局による地目変更登記が行われる仕組みだ。

法務局の繁忙期を除き月50筆を上限に変更申請を受け入れてもらうこと

から始め、24年の非農地判断分から、月100筆、年間1200筆を目安に地目変更を申請することで法務局と合意した。29年度までに、約500筆の非農地判断を完了させることをめざし調査を進めている。

V 遊休農地対策におけるその他の留意点について

1. 緊急の場合の措置命令（農地法第42条）

遊休農地において支障の除去が必要な場合（病虫害の発生、土石の堆積等により周辺地域の営農条件に著しい支障が生じる恐れのある場合）には、市町村長による措置命令（草刈り、土石の排除等）を行い（様式：別添資料P.36 参照）、命令に従わない場合は、市町村長が自らその支障の除去を講じることができる。

また、所有者等が不明の場合は、公告（一定の期間を定め必要な措置を講じる旨、及び期限内に措置を講じないときは市町村長が措置を講じ、それに要した費用を徴収すること）を行った上で、市町村長が自らその支障の除去を講じることができる。

なお、代執行を行った際に要した費用については、どちらの場合においても農林水産省令の定めるところにより、所有者等に負担させることができる。

2. 農地台帳、地図への反映、管理と eMAFF 農地ナビの更新

遊休農地対策の措置状況（経過）等は農地台帳へ速やかに反映すること。また、遊休農地の位置を視覚的に把握するため、地図による管理にも努めること。

また、農地パトロールや遊休農地の利用意向調査の結果、遊休農地対策の措置状況は、農地台帳での管理に加え、公表事項として定められている。農地台帳へ情報の反映が完了したら、eMAFF 農地ナビへの公開情報の更新を行うこと。

公開作業は、農業委員会サポートシステムを使って行う。

3. 活動実績等の記録の徹底

農地パトロールの実施をはじめ、遊休農地対策活動の実績等を農業委員や推進委員ごとに「農業委員会活動記録セット」（全国農業図書）やワンデスクシステムを活用して、活動記録簿に記録すること。

また、一定期間ごとに農業委員会事務局で各農業委員や推進委員の活動記録簿の確認・とりまとめを実施すること。

4. 納税猶予適用農地等の適正な管理・指導

農業振興地域外においては、農業委員会の利用意向調査後、①耕作の意思表示から6ヶ月過ぎても、農地の利用増進が図られない、②貸し付け・譲渡の意思表示から6ヶ月過ぎても、利用権の設定等が行われない、③農業上の利用を行わない意思表示、④利用意向調査から6ヶ月意思表示がない、⑤農業上の利用の増進が図られないことが確実、のいずれかに該当する場合は、その旨を税務署並びに適用者に通知する。

納税猶予については、農業上の利用がされていること（耕作されていること）が前提となっているため、納税猶予適用農地で遊休農地となっている場合は、期限を確定

させないためにも所有者等に早急に解消してもらう必要がある。そのため、遊休化している納税猶予適用農地を確認した場合は、速やかに所有者等への連絡、解消指導を行うこと。

また、農業者年金の経営委譲年金・特例付加年の対象となる特定処分対象農地等が遊休農地となっている場合についても、速やかに解消作業等を行うこと。

【参 考】 納税猶予制度の適用を受けている農地の協議勧告（運用通知第3の6（2）イ 抜粋）

贈与税又は相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、協議の勧告があった際に納税猶予の期限が確定することから、納税猶予制度の適正な運用を確保するため、協議の勧告の対象とならない場合の(ア)～(ウ)に該当するものも含めて、法第36条第1項各号のいずれかに該当する場合には、必ず勧告を行うこと。

5. 農林水産省による調査等への実績報告や成果の公表

農地パトロールを含め、遊休農地対策の実施状況等は、下記の調査等において報告すること。

- ① 遊休農地に関する措置の状況に関する調査（令和3年6月14日付け3経営第823号農林水産省経営局農地政策課長通知、3農振第713号農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長通知）
- ② 非農地判断の徹底について（令和3年4月1日付け2経営第3505号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく実績報告
- ③ 「農業委員会による最適化活動の推進について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知 以下「最適化活動の推進通知）」に基づく最適化活動の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告
- ④ 「機構集積支援事業」の実績報告

6. 関係機関・団体との連携

遊休農地は、発生を未然に防止することこそ重要であり、農地法第1条（農地法の目的）、第2条の2（農地について権利を有する者の責務）、第30条（利用状況調査）の趣旨・内容については、農地所有者等に十分な理解を得るよう戸別訪問、座談会等で説明するなど、関係機関・団体との連携の下に推進すること。

また、農業委員会が担う役割を効果的に発揮するため、市町村関係部局等との連携を図ること。

VI 最適化活動の推進通知への対応

1. 遊休農地の解消に係る目標の設定

最適化活動の推進通知では、毎年度農業委員会で下記の通り遊休農地の解消に係る目標を設定することとされた。

(1) 既存の遊休農地の解消

① 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の農地パトロールで判明した緑区分の遊休農地は、令和4年度から8年度までの5年間で、毎年5分の1ずつ減少させることを目標として設定する。

② 黄区分の遊休農地の解消計画の策定

令和3年度の農地パトロールで判明した黄区分の遊休農地は、都道府県、市町村、機構等と協議し、基盤整備事業の実施など黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定することを目標として設定する。

(2) 新規発生遊休農地の解消

前年度の農地パトロールにより新たに判明した緑区分の遊休農地については、当年度にそのすべてを解消することを目標として設定する。

上記目標設定を円滑に行う観点からも、農地パトロールにおいて遊休農地の判定を確実にを行う必要がある。

2. 日常的な農地パトロールの実施の推進

最適化活動の推進通知では、地域の実情を勘案しつつ、委員の最適化活動の活動日数を目標として設定することとされた。また、同通知では、最適化活動は委員の農業経営とともに取り組まれ、「多岐にわたる」ものであるとの考え方が示された。このことから、下記のような「農地の見回り活動」を最適化活動の起点として、重点的に取り組みを進める。

① 利用状況調査とは別に、農業委員会が定期的実施する農地パトロール

② 委員等が農業経営とともに日常的に取り組んでいる農地の見回り（見守り）活動

なお、②については、自身が圃場への行き来等で行われるものであるが、できるだけ多くの農地を見回るため、圃場への道順を毎日変える等の工夫をすることが望ましい。

Ⅶ 活性化計画への位置付けによる遊休農地の活用

農山漁村活性化法の一部改正（令和4年10月1日施行）により、農用地の保全等に関する事業が活性化計画の記載事項として新たに位置づけられた。

遊休農地について、放牧や鳥獣緩衝帯等、粗放的な利用を行う際には、市町村や地域の農林漁業団体等と協力し、活性化計画の作成を検討すること。

【参 考】 農山漁村活性化法の一部を改正する法律

農山漁村活性化法の一部を改正する法律においては、人口の減少、高齢化が進む農山漁村において、農用地の保全等により荒廃防止を図りつつ、活性化の取組を計画的に推進するため、

地方公共団体が作成する活性化計画の記載事項として、農林漁業団体等が実施する農用地の保全等に関する事業を新たに位置付け、

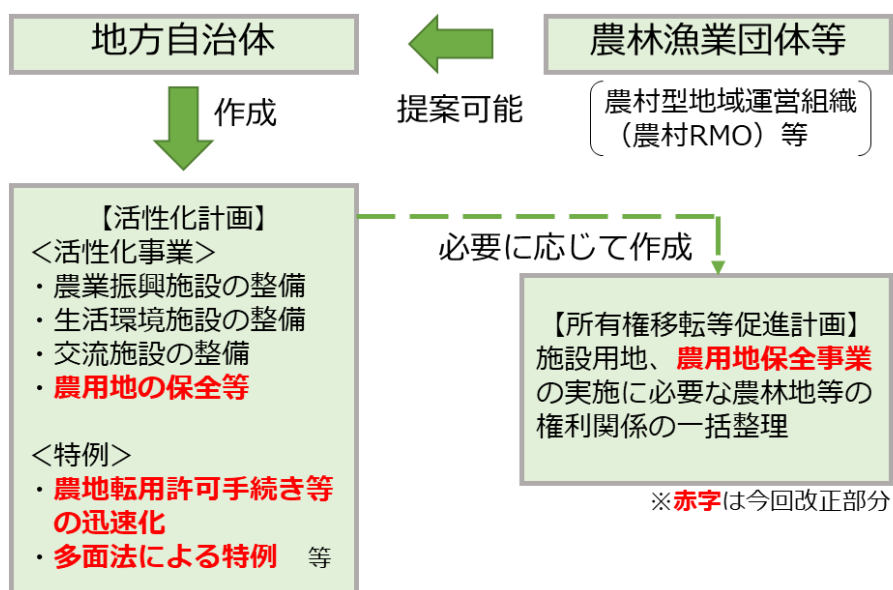
当該事業の実施に必要な農林地等について所有権の移転等を促進するための措置等を講ずる。

農山漁村地域においては、適切な土地利用調整の下、優良農地の確保や農地の集約化等を図りつつ、荒廃農地の発生防止や解消等を図ることが重要であり、農地の利用に当たっては、放牧や鳥獣緩衝帯など、従来に比べて省力的かつ簡易な管理手法等も採り入れながら、農地やその周辺の土地の適切な管理・利用を行うことが必要である。

【活性化計画の活用のイメージ】



【農山漁村活性化法のスキーム】



Ⅷ 都道府県農業会議および全国農業会議所における遊休農地対策への取組み

1. 都道府県農業会議

(1) 優良農地の確保に向けた申し合わせ決議の実施

組織運動である「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」の推進とともに、遊休農地の解消、違反転用防止など優良農地の確保、有効利用に向けた申し合わせ決議を行うこと。

(2) 農業委員会の活動支援

農地パトロール実施前に、集中的な巡回支援、研修会の開催等により農業委員会に対し遊休農地対策に関する支援に努めること。また、機構等に通知された農地について、円滑に貸付けが行われるよう、必要な支援を行うこと。

(3) 実施状況の点検

管内農業委員会における農地パトロールの実施状況について適宜点検を行い、今後の遊休農地の解消活動等に反映させること。その際、取り組み状況のとりまとめも行うよう努めること。

(4) PR活動の実施

農地パトロール出陣式を企画するなど、遊休農地対策活動の対外的なPRを行う。その際には、一般マスコミ、農業会議情報、各種関連チラシ等を活用する。

併せて、農業委員会に対しては、「農地パトロール用アイテム（のぼり、マグネット板、農業委員会腕章、農業委員会キャップ、ゼッケン、ポロシャツ）」、「農業委員会活動記録セット」や関連するリーフレット（全国農業図書発刊）の積極的な活用を促進を呼びかけること。

2. 全国農業会議所

(1) 啓発宣伝活動の実施

- ① 全国農業新聞にて遊休農地対策の特集ページを組むなど、効果的な活動の周知に努める。
- ② 全国農業図書と連携し、「農地パトロール用アイテム（のぼり、マグネット板、農業委員会腕章、農業委員会キャップ、ゼッケン、ポロシャツ）」、「農業委員会活動記録セット」や関連リーフレット等を作成・有償配布する。

(2) 活動支援・協力、情報提供

農業委員会、都道府県農業会議の活動に対し、情報提供を含む支援・協力を行う。

IX 所有者不明農地対策への取り組み

農業委員会による所有者等を確認できない農地における所有者や共有者、相続人の探索等の所有者不明農地制度に基づく業務（P. 25 参照）を行うにあたり、都道府県農業会議がこれを支援する「所有者不明農地対策事業」が令和7年度に措置された。

国の行った相続未登記農地の実態調査（令和6年度）によれば、相続未登記農地（49.7万ha）のうち遊休農地面積（2.2万ha）の割合は4.4%となっているが、相続未登記や農地所有者の連絡先不明などが原因で農地の集積・集約が進まず、地域計画の実現の支障となる場合等は、本事業による農業会議の支援地域として要望し、所有者不明農地の解消に向けたロードマップ作成とその実行を進めていくことが重要である。

X 農地の違反転用対策

農業委員会は、違反転用の防止、早期発見及び是正の観点から、「運用通知」第2の7（1）イの趣旨に沿って農地パトロールに取り組むこととされている。その際、市町村、地域の実態に応じて遊休農地のパトロールとの関係に留意して実施すること。

また、違反転用については、「事務処理要領」に基づき、農業委員会が無断転用事案を知ったときは、都道府県知事に報告することとされているが、以下による違反転用防止対策の推進を図ること。

【参 考】 違反転用防止及び早期発見・是正のための農業委員会の取組（運用通知第2の7（1）イ 抜粋）

7 法第51条及び第52条の4関係

(1) 違反転用の防止及び早期発見・是正のための取組

イ 農業委員会の取組

違反転用の防止及び早期発見・是正を図るため、農業委員会においては、次に掲げる取組を行うことが適当と考えられる。

(ア) 農業委員会は、日ごろから農地パトロールを行うこととし、効率的に農地パトロールを行うことができるよう、農地の利用の状況を記載した図面を整備すること。また、違反転用の防止に向けた地域住民に対する啓発を図るため、市役所若しくは町村役場や公民館等における農地転用許可制度に関するポスターの掲示又はリーフレットの配布、市町村の広報誌等における同制度の紹介等の取組を積極的に行うこと。

(イ) 農業委員会は、国、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等関係機関との連携の下で、違反転用に関する情報の効率的な収集体制及び関係機関相互間の情報連絡体制の整備に努めること。

(ウ) 農業委員会は、必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、法第 51 条の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを要請することができるが、この要請は、原則として書面によることが適当と考えられる。

1. 違反転用防止対策

(1) 啓発活動の実施

住民への注意喚起のためのチラシの作成・配布、広報車による呼びかけなど効果ある啓発活動を強化すること。

(2) 農地法の適正・適切な運用

農地転用の申請に際しては、計画の内容・実現性等について転用許可基準により適確な審査を行うなど、通知・ガイドライン等に従った対応すること。

また、関係機関と連携し、許可後の経営の状況、工事の進捗状況の把握に努め、必要に応じて是正指導を行うなど、許可事項を遵守させること。

(3) 関係機関・団体との日常的な連絡調整と情報共有

産業廃棄物の不法投棄等を発見した場合は、都道府県又は指定市町村の環境担当部局や地元警察との情報連絡体制を密にし、これらの機関との連携により違反転用の早期発見・早期是正に努めること（運用通知第 2 の 7 (1) ア (エ)）。

また、納税猶予適用農地に違反転用が発覚した場合には、農業委員会は直ちに所轄税務署等に連絡するとともに、すぐに是正が見込まれない場合は、遅滞なく、租税特別措置法に基づく通知を行うこと。

(4) 監視・通報の仕組みづくりに向けた地域住民への呼びかけ

農地転用の許可申請の受付をはじめ、農地の違反転用や不法投棄に関する問い合わせ、相談は農業委員会が行っていることを広く住民に啓発・普及すること。

さらに、違反転用防止に向けて地域住民への啓発を図るため、農家や農地転用関係事業者等へのリーフレットの配布、市町村・農業委員会の窓口への備え付けをはじめ、役場、公民館、集会所等の出入口等へのポスター掲示の取り組みを積極的に行うこと（運用通知第 2 の 7 (1) イ (ア)）。

2. 違反転用事案の把握および都道府県知事等への報告

農業委員会は、「事務処理要領」第 4 の 7 の (1) ア (ア) に基づき、転用許可を得ずに無断で転用されたものや許可時に付した条件に違反しているもの（違反転用事案）を知ったときは、速やかにその事情を調査し、遅滞なく都道府県知事に報告書を提出する。

なお、農作物栽培高度化施設については、当該施設において「農作物の栽培が行われていないことが確実となった場合」※には、違反転用に該当する。

※ 「農作物の栽培が行われていないことが確実となった場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。(事務処理基準第 14 の 4 (2) イ)

- (ア) 法第 44 条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過してもなお当該施設において農作物の栽培が行われない場合。
- (イ) 当該施設の所有者等が、法第 44 条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過するよりも前に、当該施設において農作物の栽培を行わない意思を示した場合。
- (ウ) 法第 32 条第 3 項に規定される公示から 2 カ月を経過してもなお当該施設の所有者等が農業委員会に申し出ない場合。
- (エ) 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合において、国が当該法人の農作物の栽培の用に供されている高度化施設用地を買収するため、農業委員会が公示を行った場合。

3. 営農型発電設備についての農地転用許可

農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可が必要とされており、農地法施行規則、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」(令和 6 年 3 月 25 日付け 5 農振第 2825 号農林水産省農村振興局長)、事務処理基準、運用通知及び事務処理要領の各通知に基づき運用する。

農業委員会は、農地パトロール等の際に営農型太陽光発電設備の設置に係る農地について定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導及び助言を行うとともに、農地転用許可権者に報告する。

また、農業委員会は、遊休農地を再生利用する場合であって、法第 30 条の規定による利用状況調査の結果、下部の農地の全部又は一部に、法第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当するものがあると認めたときは、速やかに農地転用許可権者に報告する。

なお、営農型太陽光発電をめぐることは、下部農地の不適切な耕作実態等の事例が問題視されてきたことから、国は制度の厳格化に向けた見直しを進めており、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針にこれを明記し、農地法と農山漁村再生可能エネルギー法に基づく新たな制度が示される見通しである。

遊休農地対策の流れ（簡易版）

農地パトロール

- (1) 全農地の現状を確認します。
- (2) 遊休農地等の現状を判断します（現地および調査後）。
 1. 遊休農地等の**区分**
 2. 遊休農地等の**現況**（遊休化した理由）
 3. 遊休農地等の**発生場所**

1. 遊休農地等の区分	2. 遊休農地等の現況	3. 遊休農地等の発生場所
①：1号遊休農地（草刈り等で解消）	・傾斜地	・山間
②：1号遊休農地（基盤整備が必要）	・不整形地	・平地
③：2号遊休農地	・狭小地	・山麓
④：耕作者が不在又は不在となる恐れのある農地	・湿田	・崖地
⑤：再生利用が困難な農地	・囲繞地	
	・連坦が困難	
	・その他	
	・遊休農地等になりうる現況は有していない	

遊休農地等の区分が①～④の場合



※遊休農地等の区分が⑤の場合は非農地判断を行います

利用意向調査

- (1) 1号遊休農地、2号遊休農地、耕作者が不在又は不在となる恐れのある農地について、所有者等に**利用意向調査書**を出して農地の利用意向（①～④）を確認します。
 - ①農地中間管理事業を利用
 - ②自ら権利の設定・移転を行う
 - ③自ら耕作を行う
 - ④その他※回答がない場合は、所有者等に直接訪問するなどして意向を確認します。
- (2) 農地を利用する意思表示があった場合、および回答がない場合は半年後に**現地確認**を行います。
- (3) 現地を確認して、農地が利用されていない場合には農地中間管理機構と協議すべきことを**勧告**します。